

沖縄県立豊見城高等学校 部活動に係る活動方針

【部活動基本方針】

本方針は、「部活動等の在り方に関する方針（改訂版）」（令和3年12月 沖縄県教育委員会）に則り、生徒にとって望ましいスポーツ及び文化的環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施される事を目指す。

- 部活動には、子どもの健全化成長発達のための重要な意義があり、部活動の指導では、子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意志や成長を最優先に考えなければならない。
- 部活動においては、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって、心身の健康を保持増進することや芸術文化等の活動に親しみ、豊かな生活を営むための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、指導しなければならない。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一貫として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組まなければならない。

1 適切な指導・運営及び管理のために

- (1) 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長へ提出する。提出後校長は、本方針及び上記の活動計画等を学校のホームページへの掲載等で公表する。
- (2) 生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の運動部を設置する。
- (3) 部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 校長は、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 適切な指導のために

(1) 指導における留意点

ア) 校長、部顧問及び指導者は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」や「部活動等の在り方に関する方針（改訂版）（沖縄県教育委員会）」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

- ①練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
- ②生徒の安全を確保できない場合、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。
- ③夏季の活動では、熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。
- ④指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
- ⑤部活動では、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導とをしっかりと区別して行う。

イ) 部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るため休養を適切にとることが必要であり、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高める等を正しく理解する。

- ①生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- ②競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ③保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

部顧問は、中央競技団体や関係団体が、部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のため作成する指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 部活動の休養日及び活動時間

(1) 学期中の休養日

原則、週2日以上（平日1日以上、週末（土・日）1日以上）

※週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(2) 長期休業中の休養日

休養日の設定は、学期中に準ずる。

ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。

(3) 活動時間

部活動の時間は午後7時30分までとする。下校時間は部活動終了後30分以内とし、午後8時を完全下校時間とする。

平日：2時間程度 休業日等：3時間程度

※できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(4) その他

定期考査1週間前は部活動休止日とする。但し、試合前等の理由で練習が必要な部活動は、部顧問が「定期考査期間中の特別練習許可願い」を提出し、教頭の承諾を得なければならない。目標とする大会前に特別強化期間として休養日を週1日と設定する場合は、設定できない休養日を他の週に振替え、年間活動計画に示す。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 学校は、学校の状況を鑑み、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことが出来る運動部を設置するよう努める。

(2) 学校は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

(3) 学校は、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者と本方針を読み合わせ、理解と協力を得る。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 県外遠征（大会を除く）は年間2回程度とし、合宿等は年間3回以内とする。

(2) 主催者が高等学校体育連盟、高等学校野球連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征を計画する場合は、参加許可申請書を校長まで2週間前までに提出する。

6 年間計画及び活動実績の提出

(1) 部顧問は、4月30日までに年間の活動計画を作成して提出する。

(2) 部顧問は、翌月の10日までに活動実績を提出する。

7 その他

(1) 学校取扱金として保護者から徴収し割り当てられた部活動費及び部活動単位で徴収する部費については、私費会計取り扱いマニュアルにより、適正な管理・執行を行う。

上記方針は令和7年7月1日より実施する。

策定期日：令和元年9月10日

改訂期日：令和7年6月13日